

## 小金井市介護職員宿舎借り上げ支援事業について

### 1 対象事業所

小金井市内の地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護、(看護)小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービス事業所

### 2 補助内容

(1) 福祉避難所に指定されている事業所

1戸あたり月額上限82,000円の7/8(千円未満切り捨て)

⇒ 事業所への1戸あたり補助上限は月額71,000円

(2) 市と災害時協定を締結した事業所

1戸あたり月額上限82,000円の7/8(千円未満切り捨て)

⇒ 事業所への1戸あたり補助上限は月額71,000円

(3) それ以外の全ての地域密着型サービス事業所

1戸あたり月額上限82,000円の1/2(千円未満切り捨て)

⇒ 事業所への1戸あたり補助上限は月額41,000円

### 3 主な補助条件

(1) 対象の宿舎は法人名義で借り上げていること

(2) 1事業所当たり4戸が上限

(3) 1戸当たりの助成期間は4年間が上限

(4) 対象職員が入居していること

(5) 対象職員は対象事業所に勤務する介護職員、生活相談員(当該事業所を経営する法人の役員となっている場合は対象外)であること

(6) 福祉避難所に指定されている事業所または市と災害時協定を締結した事業所の場合は、上記に加えて「宿舎が半径10km以内にあること」「補助対象者が災害対策の業務にあたること」が条件

### 4 申請方法

交付を希望される事業所は、必ず事前に市へお問い合わせいただき、要件の確認と事前承認を受けてください。

補助金の交付については、4月～3月分を年度末に一括で申請していただきますが、その際は市から事前にご案内します。

### 5 問合せ先

小金井市介護福祉課介護保険係 給付担当

電話：042-387-9822